

自主防災組織 運営マニュアル

資 料 編

令和8年4月
鴨川市危機管理課

～目次～

1	規約（例）	1
2	地区防災計画（例）	4
3	班編成（例）	9
4	自主防災組織連絡協議会規約（例）	10
5	防災訓練実施計画（例）	12
	①個別訓練（救出・救護訓練）	
	②個別訓練（普通救命講習）	
	③地区防災訓練	

1. 規約（例）

〇〇自主防災組織 規約

（名称）

第1条 この会は、〇〇自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

（活動の拠点）

第2条 本組織の活動拠点は、次のとおりとする。

（1）平常時は〇〇とする。

（2）災害時は〇〇とする。

（目的）

第3条 本組織は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）防災に関する知識の普及・啓発に関すること。

（2）地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。

（3）防災訓練の実施に関すること。

（4）地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難、救出・救助、給食・給水等応急対策に関すること。

（5）防災資機材の整備等に関すること。

（6）他組織との連携に関すること。

（7）その他本組織の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本組織は、〇〇地域にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本組織に次の役員を置く。

（1）会長 1名

（2）副会長 若干名

（3）運営委員 若干名

（4）班長 若干名

（5）監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。ただし、運営委員は、防災に関する知識経験を有する者の中から、会長が推薦し総会の承認を得て選任する。

3 役員任期は、運営委員は〇年、その他の者は〇年とする。ただし、再任することができる。

(役員の責務)

第7条 会長は、本組織を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 運営委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

4 班長は幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本組織に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年〇回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 地区防災計画の作成及び改正に関すること。

(3) 事業計画に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、運営委員で構成し、必要に応じて班長を出席させることができる。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

(1) 総会に提出すべきこと。

(2) 総会により委任されたこと。

(3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(地区防災計画)

第11条 本組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、地区防災計画を作成する。

2 地区防災計画は、次の事項について定める。

(1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

(2) 防災知識の普及に関すること。

(3) 災害危険の把握に関すること。

(4) 防災訓練の実施に関すること。

(5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出・救護、避

難、給食・給水、避難行動要支援者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。

(6) その他必要な事項

(会費)

第12条 本組織の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本組織の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

2. 地区防災計画（例）

〇〇自主防災組織 地区防災計画

1 目的

この計画は、〇〇自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震等による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及・啓発に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集・伝達に関すること。
- (6) 避難及び避難所運営に関すること。
- (7) 出火防止及び初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 避難行動要支援者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため及び平常時の活動をより円滑に行うため次のとおり防災組織を編成する。

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び地区防災計画に関すること。
- ② 地震、風水害等についての知識（初動対応含む）に関すること。
- ③ 家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
- ④ 家庭における食糧等の備蓄に関すること。
- ⑤ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、インターネット、パンフレット、ポスター等の配布
- ② 座談会、講演会、映画会等の開催

③ パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握事項は次のとおりとする。

- ① 危険地域、区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- ④ 大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

- ① 鴨川市地域防災計画
- ② 座談会、講演会、研修会等の開催
- ③ 鴨川市防災マップ（WEB版含む）

6 防災訓練

大規模地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行うことを可能とするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 救出・救護訓練
- ④ 避難訓練
- ⑤ 避難所運営訓練（避難所体験訓練）
- ⑥ 給食・給水訓練
- ⑦ その他の訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

- ① 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。
- ② 訓練は、総合訓練にあつては年〇回以上、個別訓練等にあつては随時実施する。

7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関及び報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット、SNS、携帯無線機、伝令等による。

8 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大規模地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月〇日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等消火用資機材の整備状況
- ④ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火用資機材の配備を進める。

- ① 背負い式消火水のう（ジェットシューター）等の消火用資機材の配備
- ② 消火器、水バケツ等の各家庭への配備の呼びかけ

9 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めるときは、次の医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

- ① ○○○○病院
- ② ○○○○保健所

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

10 避難及び避難所運営

火災の延焼拡大、建物の倒壊の危険、津波、土砂災害や浸水害等により、地域住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

鴨川市長が避難指示を発令したとき又は、自主防災組織会長が必要であると認めるときは、自主防災組織会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を地区防災計画に定められた避難場所に誘導する。

(3) 避難経路及び避難場所

- ① ○通り、ただし○通りが通行不能の場合は△通り
- ② ○○公園又は○○学校

(4) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、市役所、施設管理者、避難者、災害ボランティア団体等の協力を得ながら行う。

11 給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から配布された食糧、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食糧等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

12 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者の把握

災害時に避難状況を把握するため、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合って、避難行動要支援者を把握する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

避難行動要支援者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等についてあらかじめ検討し訓練等に反映させる。

1 3 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

1 4 防災資機材等

防災資機材等の整備及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

(2) 定期点検（発電機試運転等）

毎年〇月第〇曜日を全資機材の点検日とする。

3. 班編成（例）

編成班名		日常の役割	災害時の役割
総務班	➡	全体調整 避難行動要支援者の把握	全体調整 被害・避難状況の全体把握 (避難行動要支援者の避難状況等)
情報班	➡	情報の収集・伝達 広報活動	状況把握 報告活動
消火班	➡	器具点検 防火広報	初期消火活動
救出・救護班	➡	資機材調達・整備	負傷者等の救出 救護活動
避難誘導班	➡	避難路(所)・標識点検	住民の避難誘導活動
給食・給水班	➡	器具の点検	水、食糧等の配分 炊き出し等の給食・給水活動
連絡調整班	➡	近隣の自主防火組織、 他機関団体との事前調整	他機関団体との調整
物資配分班	➡	個人備蓄の啓発活動	物資配分 物資需要の把握
清掃班	➡	ごみ処理対策の検討	ごみ処理の指示
衛生班	➡	仮設トイレの対策検討	防疫対策、し尿処理
安全点検班	➡	危険箇所の巡回・点検	二次災害軽減のための広報
防犯・巡回班	➡	警察との連絡体制の検討	防犯巡回活動
応急修繕班	➡	資機材、技術者との連携検討	応急修理の支援

※上記班編成は、大規模組織向けの班編成（発展例）となります。状況に応じて、班や役割の統合等を行ってください。

4. 自主防災組織連絡協議会規約（例） ※近隣の自主防災組織と連携を図る場合

〇〇地区自主防災組織連絡協議会規約

（名称）

第1条 この会は、〇〇地区自主防災組織連絡協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 本協議会の事務局を〇〇に置く。

（目的）

第3条 本協議会は、自主防災組織間の連携を高め、相互の連絡調整を図ることにより、地域の防災体制の充実強化に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- （2）防災訓練の実施に関すること。
- （3）自主防災活動の充実強化に関すること。
- （4）自主防災組織の相互の連絡調整に関すること。
- （5）その他地域防災力向上に資する事項。

（会員）

第5条 本協議会は、〇〇地区にある自主防災組織の代表者をもって構成する。

（役員）

第6条 本協議会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 若干名
- （3）幹事 若干名
- （4）会計 1名
- （5）監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

（役員の責務）

第7条 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

4 会計は、本協議会の会計事務をつかさどる。

5 監査役は、本協議会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本協議会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、各自主防災組織の代表者をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、幹事及び会計によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

(1) 総会に提出すべきこと。

(2) 総会により委任されたこと。

(3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(会費)

第11条 本協議会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第12条 本協議会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

5. 防災訓練実施計画（例）

①個別訓練（救出・救護訓練）

日 時 : ○月○日 ○時から○時まで

場 所 : ○○地区集会所

指導者 : ○○消防署員 ○名

参加者 : ○○自主防災組織 ○名

目 的 : 防災資機材を活用した要救出者の救出方法等についての知識の習得

訓練内容 : 消防署員指導のもと、建物などの下敷きとなった要救助者の救出・救護方法を習得する。

1 倒壊建物からの救出・救護

準備として廃材やベニヤを利用して、倒壊した建物の屋根の部分をつくる。

- (1) 中に要救出者を模して人形等を入れておく。
- (2) 救出にあたっては、要救出者に対して声を掛け安心感を与える。
- (3) 倒壊建物に進入する場合は、余震の有無や足場の安全などを確かめ、二次災害の発生に注意する。
- (4) 要救出者の状況を確認し、救出作業の妨げとなる部分を破壊し取り除く。
- (5) ジャッキがある場合は、ジャッキで持ち上げる（ない場合は、斧やバールで屋根を壊す）。
- (6) 隙間が崩れないように角材（長さ40～50cm）で補強する。

2 転倒家具やロッカーに挟まれている人の救出・救護

準備として廃材等を利用して倒壊した建物をつくる。

- (1) 中に要救出者を模して人形等を入れておく。
- (2) 救出にあたっては、要救出者に対して声を掛け安心感を与える。
- (3) 木材・バール（木材の太さは10cm以上）をテコに、あるいはジャッキで倒壊物に隙間をつくる。場合によっては、転倒物の一部を破壊し、中の物を取り出すなどして重量を軽くする。
- (4) 隙間が崩れないように角材（長さ40～50cm）で補強する。

3 高所から降りられなくなった人の救出・救護

- (1) はしごを使って救出可能な時は、はしごを使う。
- (2) 高齢者などの場合は、救出者が上にあがり要救出者の腰にロープを結び転落防止に努める。その際、結んだロープが締まらないように、もやい結びを使う。
- (3) 降りる人の速度にあわせて少しずつロープを緩め、転落しないように注意しながら降ろす。

②個別訓練（普通救命講習）

日 時 : 〇月〇日 〇時から〇時まで

場 所 : 〇〇公民館

指導者 : 〇〇消防署員 〇名

参加者 : 〇〇自主防災組織 〇名

目 的 : 2時間の講習で、成人に対する心肺蘇生法や大出血時の処置方法を習得する。

訓練内容 : 消防署員指導のもと以下を習得する。

1 座 学

- (1) 応急手当の目的
- (2) 応急手当の必要性
- (3) 応急手当の対象者とその必要性
- (4) 傷病状態の把握による応急手当
- (5) 応急手当の優先順位を決定するために必要な知識

2 実 技

- (1) 成人の心肺蘇生法
- (2) 止血法
- (3) 自動体外式除細動器（AED）の使用法

③地区防災訓練

日 時 : 〇月〇日 〇時から〇時まで

場 所 : 〇〇地区集会所

指導者 : 〇〇消防署員 〇名

参加者 : 〇〇自主防災組織 〇名

目 的 : 1 組織内各班相互間の連携及び効果的な自主防災活動の実施
2 各種防災資機材についての知識及び取扱要領の習得

想 定 : 〇〇地方は震度6強の大規模地震におそわれ、道路や電話などの各種公共施設に大きな被害が生じ、また、倒壊した家屋から火災が多発するとともに負傷者が続出した。さらに多発した火災は延焼拡大の恐れがあり、地域住民の避難が必要となったものとする。

訓練内容 : 以下の訓練を行う。

1 各戸訓練

地震発生の場合（指定された時間）を元に各家庭で、火の始末を行うとともに丈夫な家具の下にもぐる等身体保護を行う。

2 通報訓練

火災を発見した者は、大声で付近住民に知らせるとともに119番通報を行う。

3 消火訓練

消火班は、〇〇地区集会所周辺で発生した火災を消火器や水バケツを活用し、初期消火を行う。

4 避難訓練

避難誘導班の指導のもとに〇〇地区集会所まで避難する。

5 救出・救護訓練

避難中、落下物等により負傷した者（軽傷者）を〇〇地区集会所に担架搬送するとともに応急手当を施し、近隣の病院へ搬送する。

※ただし重傷者の場合は、119番通報を行い、消防機関の指示を仰ぐ。

6 給食・給水訓練

備蓄飲料水と備蓄食糧の試食を行う。